

県南広域振興局長告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川崎土地改良区（一関市）から役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成21年1月16日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 就任

理事

鈴木 良 直 一関市川崎町門崎字石蔵70番地

2 退任

理事

千葉 皐 吾 一関市川崎町門崎字布佐123番地